

## 東シナ海のカスタ田共同開発をめぐる中国の企み

澤 喜司郎

### はじめに

東シナ海におけるカスタ田開発をめぐる日中政府間の局長級実務者レベルの協議が04年10月25日に開催された。中国側は、日中中間線付近で開発を進める春曉カスタ田について日本側が要求した詳細なデータ提供には応じず、何ら成果をあげることなく協議は終わってしまった。中国側は協議継続の姿勢を示していたが、日本側の開発中止要求を無視して今後も開発を進めていく構えを見せていたため、中川昭一経済産業相は翌26日に「何のために(中国が協議開催を)提案したのか分からない」と不快感を示し、日本政府としては進行中の資源探査を粛々とやり、今後、試掘を行ったり開発権を認可したりすることについては「決めていないが、否定しない」と語るとともに、「先方は着々と作業を進めている。(中国の)時間稼ぎに協力するつもりは毛頭ない」と、データ提供がないまま協議を継続することに否定的な考えを明らかにした。

しかし、04年11月18日に町村信孝外相は中国外交部の李肇星部長と会談し、10月25日の日中局長級実務者レベルの協議が不調に終わったことから「次回協議は(事務方で)事前の情報交換をやっていく」ことで一致し、今後も協議を継続することが確認され、11月21日の日中首脳会談でも問題解決のために引き続き協議を進めていくことが確認された。しかし、首脳会談で小泉首相が「適切な対応で東シナ海を対立の海にしないことが重要だ」と中国に自重するよう求めていたにもかかわらず、会談後に中国側は日本側の抗議を無視して日本の排他的経済水域内の海洋調査を繰り返し、また中断していた天外カスタ田の開発作業を再開するなど、口では対話解決を目指すと言いが

ら、他方で海洋調査やガス田開発を一方的に押し進めていたのである(詳しくは拙稿「東シナ海における日中海底資源戦争と日本の自衛権」『山口経済学研究』第54巻第2号、平成17年6月を参照)。

東シナ海におけるガス田開発をめぐる日中の対立が激しくなり、北京や上海での無法な大規模反日デモが日中関係を一層険悪化させていた中で、日中両政府は05年5月に2回目の日中実務者レベルの協議を開催することで合意した。本稿では、この合意に至るまでのガス田開発をめぐる両政府の外交的駆け引きと、日本政府内での外務省と経済産業省の確執と妥協について若干の検討を試みたい。

## I 海洋権益の確保と試掘権の設定

### (1) 海底探査結果の中間報告

東シナ海の水底資源を探査するために日本政府が委託先を通じてノルウェーから傭船した調査船「ラムフォーム・ビクトリー号」が04年7月7日より、日中中間線の日本側海域で地質調査を開始した。当初は04年10月に調査を終了する予定であったが、大型台風や調査船の故障等の影響によって作業が何度も中断し、当初予定していた3カ月の調査期間は05年3月まで大幅にずれ込むことになった。また、現場海域では海洋調査船を装った中国の船が日本の調査船に対して拡声器で「探査を中止しろ」と英語で抗議するなど、日本側の調査活動に対する妨害が週一度のペースで続き、時には中国側が妨害音波を発して調査活動を妨害してきたとみられるケースも海上保安庁に報告されているばかりか、中国船が日本の調査船に異常接近し、「水難事故寸前という事態」(関係者)も発生していた(「産経新聞」05年3月26日3時23分更新)。

このような中国側の妨害などの問題もあったが、一部の海域については探査と調査解析が終了したため、中川経済産業相は05年2月18日に記者会見し、日中中間線から約4kmの地点にあり、中国が05年後半から生産の開始を予定している春暁ガス田と、開発を計画している断橋ガス田では、いずれもガス

が含まれるとみられる地層(鉱脈)が日本の主張する EEZ の境界線(日中中間線)をまたいで日本側につながっている可能性が高いとする中間報告を発表した。また、断層が中国側に向かって、せり上がっている構造も判明し、上に向かって流れる油やガスの性質から中国側の採掘により日本側に広がる資源も吸い取られる危険性が高いことも鮮明になった。

中国政府は、これまで「日中中間線より中国側での採掘なので、日本の資源は侵食しない」「地下の構造は断層で遮断されている。中国側まで日本の資源は流れない」「資源は地下で一枚の皿のようにつながっているわけではない。割れた皿の破片のようにバラバラに点在しているのだ」と主張し、日本政府は「海底でガス田などが日本側とつながっており、日本側の資源を中国が吸い取る可能性がある」と主張してきたが、この中間報告は日本の主張の正しさを裏付けるものであった。

そのため、中川経済産業相は「データ解析を先行させる」が、「日本側のガスが採掘される恐れがある」「中国が自らの主張を裏付けるデータを開示すべきだ」「友好条約を結んでいる隣国として、中国がきっちりとした対応をすることを期待する」と述べ、中国政府に対し地下構造に関するデータ提供を改めて強く要求するとともに、問題が解決するまで開発を即時中止するよう引き続き申し入れていく考えを明らかにした。また、中川経済産業相は3月末日まで周辺海域での調査船による探査を続け、解析の範囲を広げるとともにガスや石油の有無がより高度に判断できる特殊な分析に着手し、精度の高い地質構造調査を進めるとしていたが、埋蔵資源の確認や中国側が主張する断層の有無の判断には実際の掘削調査が欠かせないため(「産経新聞」05年2月19日2時59分更新)、「最終的に試掘しないと分からない。試掘を排除しない」と試掘に踏み切ることもありうるとの考えも示した(「読売新聞」05年2月19日1時7分更新)。

そして、中川経済産業相は2月22日の閣議後の記者会見で、ガス田の調査結果を外務省を通じて中国側に伝えたことを明らかにし、「春暁と断橋の2つのガス田は日本が主張する EEZ の境界線内側まで続いていることから、中

国が日本の主権的権利を侵害する可能性が高いと申し上げたが、(中国側からは)今までと同じ返答だった」と述べ、中国に対する不信感を露わにした。中国外交部の孔泉報道官は2月22日の定例会見で「完全に中国近海の油田であり、日本の要求は完全に中国側範囲内の権益に対するものであり、受け入れることはできない」と日本が求めている開発中止要求を拒否し、データ提供についても「要求には完全に道理がない」と拒否したが、孔泉報道官はこのような見解を04年9月7日の定例記者会見ですでに明確にしていた。

## (2) 海洋権益の確保と試掘権の設定手続き

中国が東シナ海の日中中間線付近で進めているガス田開発を阻止するため、民主党が検討してきた「資源探査規制法案」(仮称)の概要が3月1日に明らかになった。産経新聞によれば、それは日本企業がEEZ内で海洋資源を試掘する場合には海上保安庁の巡視船によって保護することや、中国が実施する海洋資源に関する科学的調査を日本政府が許可する場合の具体的な手続き等について規定していた。自民党も同様の法整備を検討しており、それは中国側が開発中止要求に応じず、「中国に気を使っている間に資源を吸い取られている情けない状況」(民主党中堅)にあるばかりか、EEZ内での天然ガスや鉱物資源など非生物資源の開発については取り締まる効果的な国内法がなく、鉱物資源の開発については鉱業法があるが、それは領土・領海内での鉱山開発を前提としたものであり、かねてから法整備の不備が指摘されていたからである(「産経新聞」05年3月2日2時40分更新)。

他方、日本政府は3月24日に「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」を開き、同日と翌25日には政府・自民党は大陸棚調査と資源探査に関する会合を開いて海洋権益の確保を図る方針を確認した。また、海洋権益特別委員会は3月25日に日本がEEZの境界線と主張する日中中間線付近で中国側がガス田開発を活発化させていることを受け、「東シナ海の海洋権益を守る緊急提言」をまとめ、緊急提言は日中中間線の日本側海域での鉱区設定を早急に実施し、「権利を確保するため試掘権を設定して試掘を行うべき

だ」「試掘を行うことには法的に何ら問題はなく、むしろわが国の資源を守る観点からは当然の措置だ」とし、また民間企業の試掘にはリスクが伴うため「国が委託する形で試掘を実施すべきだ」としていた。中川経済産業相はこの緊急提言を「重く受け止める」と応じ、試掘権の設定に前向きの姿勢を示した。

そして、日本政府は3月26日に、中国が東シナ海の日中境界線付近で進めているガス田開発に対抗し、境界線の日本側海域で鉱業法に基づく試掘権の設定手続きに入る方針を固め、3月28日に外務省で開かれる日中局長級協議でガス田のデータ提供と開発の即時中止を中国側に改めて要求し、中国側が応じない場合には「(日中中間線から)日本側での鉱区開発を前提に開発会社に対する試掘権の設定を検討する」と通告するとしていた<sup>1)</sup>。これは、中国が日本の要求を無視する形で着々と春暁ガス田などの開発を進めている中で、「海洋権益と主権を守るために強い態度で臨む必要がある」と日本政府が判断したためであり、経済産業省と外務省はすでに小泉首相にも中国側の対応次第では試掘権の設定手続きを進める方針を伝えていたという(「毎日新聞」05年3月27日3時3分更新)。

この日本政府の方針について、政府筋は「中国側のデータ提供をいつまでも待っているわけにはいかない。提供する気がないなら、試掘権設定など日本側も手順に沿って進めていくと通告せざるを得ない」としていたが、外務省幹部は「早期のデータ提供を求めることが主眼で、試掘権を設定するかどうかは中国側の対応次第だ」と述べ、手続きは進めるが、試掘権の設定は既定のことではないとの見解を表明し、中国に気を使う外務省は試掘権の設定に後ろ向きの姿勢を示していた。

なお、東シナ海では石油資源開発や帝国石油など4社の民間企業が1970年前後に試掘権を含む鉱業権の確保を日本政府に申請していたが、政府は日中

1) 試掘権とは、鉱業法に基づき認可された一定の区域(鉱区)で、金、黒鉛、石炭、石油、天然ガスなど、あらかじめ申請した鉱物の状態を確認するための探鉱作業を行う権利をいい、試掘は本格的に採掘する価値があるかどうかを調べるのが目的で、鉱物を実際に取得するためには別に採掘権の設定が必要とされる。

間の境界線が未画定であることを理由に、これまで認可手続きを棚上げしたまま放置してきたのである。その間に中国は着々と準備を進め、開発に着手したのである。

### (3) 日中局長級協議と試掘権設定の示唆

日中両政府は3月28日に外務省で局長級協議を行い、外務省の佐々江賢一郎アジア大洋州局長は早期の試掘権設定を求めた自民党海洋権益特別委員会の緊急提言など日本国内の議論を紹介しながら、「試掘権を設定せざるを得ないような厳しい国内環境にある。(中国側は日本側の要求に)迅速に対応すべきだ」「いつまでも待てない」と改めて地下構造のデータ提供と開発の即時中止を要求し、中国側が応じない場合には政府方針通り試掘権の設定手続きを検討することを示唆した。これに対して、中国外交部の崔天凱アジア局長は「そんなことをしたら問題が起こる。日本の関心には留意している。協議を通じて解決したい」と曖昧な返答を繰り返し、「双方の立場を本国に持ち帰って考えたい」と述べたため、佐々江アジア大洋州局長が「時間稼ぎじゃないか」と言葉を荒らげる場面もあった。協議事項はガス田問題だけではなく、7時間にも及んだ議論は平行線をたどり、04年10月以来途絶えているガス田開発に関する日中実務者レベルの協議の再開時期についても合意することができなかった。それは、中国側にしてみれば、日本側が地下構造のデータ提供と開発の即時中止を要求するだけの協議を再開する考えがなかったからである。

毎日新聞は、日本政府が試掘権の設定を検討することを示唆したのは「中国の反発覚悟の強硬方針のように映るが、実際は『中国が着々と開発を進める中、何らかの意思表示をしなければ黙認したことになる』という判断からの防衛的措置」で、「政府は実際の試掘まで一気に進めようとはしていない。現段階では中国の開発を牽制し、鉱区のデータ提供など中国側の譲歩を引き出すことに重点を置いている」(「毎日新聞」05年3月29日付朝刊)と報じていたが、それは外務省には日中関係への影響を考慮して慎重な意見が根強くあ

り、谷内正太郎外務事務次官は3月28日の記者会見で「(試掘という)段階まで来ているという感じは持っていない」と述べ、外務省幹部も「日本の毅然とした姿勢を示すため試掘権の許可までは仕方ないとしても、実際の試掘に踏み切るには慎重な判断が必要だ」としていたからである(「読売新聞」05年3月29日付朝刊)。

また、首相官邸も一貫して慎重姿勢を崩していないが、それは実際に試掘に乗り出せば中国が猛反発するのは必至で、中国の漁船団による妨害など「実力行使に出てくる恐れがある」と言われ、また試掘を行う民間企業からは「中国船に発砲された場合はどうするのか」と泣きつかれているため、自党内には「海上保安庁や海上自衛隊による保護も検討すべきだ」との声も上がっているものの、政府が安全確保の問題にまったく手を付けていなかったからであろう<sup>2)</sup>。

しかし、町村外相は3月30日午前の衆院外務委員会で、「未だに(日本側が求めた)情報提供もなく、協議だけやろうと言っているのは理解に苦しむ。情報提供がないまま時間がたち、その間に先方の開発行為がどんどん進むというのではバランスを失っている」と中国の態度を批判し、「いつまでも先方のみが現実に作業する事態が続くなら、早晚わが方も一定の行為に出て行かざるを得ない」と試掘権の設定を検討する考えを明らかにした。そのため、中国外交部の劉建超副報道官は翌31日の定例記者会見で「我々は強い関心を示すとともに、日本がこの問題を複雑化するいかなる行動も取らないよう要求する」と日本の試掘権設定の動きに抗議し、「我々は『論争を棚上げした共同開発』の原則に基づく問題解決を主張している。これは東中国海の問題を解決する上での正しい選択だ」と述べ、「論争を棚上げした共同開発」を日本側に受け入れるよう迫ったが、「論争を棚上げした共同開発」について

---

2) 自民党の海洋権益特別委員会の石破茂委員長代理は3月29日午後首相官邸に小泉首相を訪ね、東シナ海のガス田開発問題に関する緊急提言を提出した。提言は中国への対抗措置として日本側海域での試掘の実施を求めているが、首相は「提言(の趣旨)は分かった。東シナ海を対立の海から協調の海にしていかなければならない」と試掘実施に慎重な考えを示した。

も中国外交部の孔泉報道官が04年9月7日の定例記者会見ですでに提案していた。

## Ⅱ 試掘権設定手続きの開始と外務省の思惑

### (1) 海底探査結果の公表

中川経済産業相は4月1日に、中国が開発を進めている東シナ海の天然ガス田「春暁」と「断橋」の地層(鉍脈)が日本のEEZの境界線(日中中間線)をまたいで日本側のガス田とつながっていると断定する調査結果を発表した。2月の中間報告では、「春暁」と「断橋」の2つのガス田ではいずれもガスが含まれるとみられる地層(鉍脈)が「日本側につながっている可能性が高い」としていたが、今回は中間線ギリギリまでの範囲で探査データが得られたため「日本側につながっている」と断定した。日本政府は中国側にこの調査結果を通知し、中国側の地下構造に関するデータ提供と開発の即時中止を改めて強く求め、中国側から開発中止などの回答がなければ、境界線付近でガス田を試掘する権利を民間の開発業者に与える手続きに入るとしており、そのため「中国側の反発も予想され、東シナ海のガス田問題は大きな外交問題に発展する可能性が強まってきた」(「読売新聞」05年4月2日付朝刊)のであった。

記者会見した中川経済産業相は、「ひとつの区切りの報告ができた」「国内法で試掘権の設定は可能だが見送ってきたが、中国側は開発を進めており、日本も国益を守るために次の段階に進まないといけなない」「試掘権の設定は日本の固有の権利だ」と述べ、「中国側から誠意ある回答がなければ通知から1週間程度で手続きに入る」ことを明らかにした。また、中川経済産業相が「日中が協調の海として互いに利益を得られる作業を日本の立場で粛々とやっていきたい」と述べたように、日本側が「これまでの話し合い路線から対抗措置に軸足を移したのは『毅然とした対応を示さないと、中国は日本の要求に正面から向き合わない』(政府筋)と判断したため」だが、自民党の海洋権益特別委員会が試掘権の設定と試掘を提案するなど日本国内の世論が中

国に厳しくなっていることも無関係とは言えない(「読売新聞」05年4月2日付朝刊)。

そして、中川経済産業相は4月5日の閣議後の記者会見で、「4日に外交当局が中国側に(試掘権設定の作業に入ることなどを)連絡したと聞いている」と述べ、日本政府として中国側に試掘権設定の作業に入ることを正式に通知したことを明らかにし、「(試掘権の設定は)日本の主権的な権利としてやるべきことだが、日中の平和友好の観点から事前に連絡した」と説明したが、それは外務省が目論むように「中国の開発を牽制し、鉦区のデータ提供など中国側の譲歩を引き出す」ためであることは言うまでもない。

これに対して、中国外交部の崔天凱アジア局長は4月6日に在中国日本大使館の堀之内秀久公使と会見し、「中国は東中国海の境界問題を両国が話し合いによって解決するべきであり、それまではどちらか一方がいかなる一方的行動を取るべきではないと主張している。日本政府は、東中国海の中日両国が論争している海域で、民間企業による石油・天然ガス田の開発権と試掘を認める決定をしたと聞いている。中国はこれを遺憾とするとともに、日本政府が慎重に事を進めるよう強く求める。現実的情况から見て、『論争を棚上げした共同開発』が東中国海問題を解決する正しい選択だ。双方が共に努力し、具体的問題を適切に処理し、東中国海を友好の海、協力の海とすることを希望する」と述べ、日本が試掘権設定の作業に入ったことを「一方的な行動」と批判するとともに、ガス田の共同開発を受け入れるよう促した。

また、崔天凱アジア局長は翌7日の日本人記者団との懇談では東シナ海の天然ガス田開発をめぐる日中実務者協議が昨年10月から中断している問題について「日本側は中国が資料を提供することが協議再開の条件としており、日本から積極的な対応がなかったのは残念だ」と述べ、中国側が資料提供を拒否し続けていることを棚に上げ、中国側が提案している共同開発に日本側が回答していないことに不満を漏らし、「(日本側が)共同開発に原則合意するなら引き続き大きな枠組みの中で協議できる」と、日本側が共同開発に合意すれば実務者レベルの協議を再開する考えがあることを示唆した。つまり、

中国は共同開発のための協議なら行うとの姿勢を明確に示したのである。

## (2) 試掘権設定手続きの開始

経済産業省は4月13日に、日本の民間開発業者にガス田の試掘権を設定する手続きを始めたと発表し、民間業者から出ている試掘の申請をできるだけ速やかに処理するよう、窓口となる九州経済産業局長に指示を出した。政府内には中国の反日デモに恐れをなし、慎重論も出ていたが、「デモを理由に日本側が主張を曲げるのは中国に誤ったメッセージを与えることになる」「中国はいつまで梨の礫を続けるつもりか。その間に開発の既成事実をどんどん作るのはおかしい」「毅然とした態度を貫くべきだ」「日本の要求に中国が直ちに応じる可能性は低い。実際の試掘権の付与という段階まで進まざるを得ない」との意見で一致し(「読売新聞」05年4月14日付朝刊、中川経済産業相は「国内作業であり、あくまでもスケジュール通りにやっている」と述べ、また日本側海域で試掘権を与えるのは日本政府の権限であることを強調した。

手続きとしては、民間業者に資源の存在を確認する「試掘」の希望書類を提出させた上で、基本的考え方を示す「設備設計書」を提出させ、これに基づき経済産業省は鹿児島と沖縄の両県知事と協議し、許可するかどうか決める。書類の提出から許可までには数か月かかる見通しで、また実際に試掘作業に入るかどうかは中国側の反応を見極めながら慎重に判断するとされていたが、「中国で反日デモが激化し、両国の関係が悪化する中、日本が独自の資源開発を進めることで、日中の摩擦が一段と深刻化するのは必至だ」(「共同通信」05年4月13日12時48分更新)と言われていた。

日本政府は試掘権設定手続きに踏み切ったが、読売新聞が「今回の試掘は経済産業省の委託事業となる見通しだ。今後の手続きも政府の管理下で進み、試掘権は2、3か月後に設定され、1年以内には試掘に着手できる体制が整うと見られる。1か所の試掘で20～40億円かかる費用を国が負担することで、試掘は円滑に進めやすくなる。しかし、この海域では海底資源探査で、中国

の軍艦が事実上の威嚇行為をした前例がある。政府の船で掘削すれば、国連海洋法条約で保護され、洋上で拿捕されることはないが、日本政府は掘削船を所有していない。海上保安庁などと協力して、十分な安全を確保することがまず課題になる」(「読売新聞」05年4月14日付朝刊)と言うように、実際に試掘にまでいくかどうかは不明だが、試掘を行う場合には安全確保の問題を解決しなければならない。そのため、中川経済産業相は4月8日の衆院経済産業委員会で「きちっとした試掘のための船を確保する必要がある」と述べたが、それは政府公船で試掘した場合には国際法上、管轄権は日本にしか及ばないため中国側による拿捕などを排除することができるからで、そのため中川経済産業相は試掘に向けて日本政府船籍をもつ公船と同じレベルに安全が確保できるよう対策を講じなければならないとの考えを明らかにしたのである。

他方、安全確保の問題とは別に、和光大学の岩間剛一教授が「中国は資源が不足しているため経済性のある程度、度外視できるが、民間の開発では、相当な埋蔵量がないと投資に見合わない」(「読売新聞」05年4月14日付朝刊)というように、「日本国内には『日本からの距離や資源量を考えれば、単独で東シナ海を開発するのは採算が合わない』という指摘がある」が、しかし日本エネルギー経済研究所の十市勉常務理事が指摘するように「単に資源の問題と考えるのは誤りだ。海域は日本のEEZに属し、国家の主権にかかわる問題なのだから、コスト論だけ議論することは致命的なリスクを冒すことになる」(「読売新聞」05年4月15日付朝刊)のである。また、石油開発業界からは「埋蔵量と輸送コストを考えると、中国までパイプラインを建設し、中国側に販売した方が現実的」(「読売新聞」05年4月14日付朝刊)との声も出ているが<sup>3)</sup>、常識的に考えても日本が中国と競争的に採掘したガスを中国が日本

3) 石油連盟の渡文明会長(新日本石油)は4月13日の定例会見で、日本政府が試掘権付と手続きを始めたことについて「政治問題を無視して試掘することは考えていない」「試掘権を申請しても即刻、試掘にはいることはなく全くの白紙だ」「中国とのビジネスの影響も考えないといけない」「円満解決がアジア地域でのエネルギー安定確保につながる」と試掘に慎重な考えを示したが(「読売新聞」05年4月14日付朝刊)、それは新日本石油が中国企業から原油精製を受託し製品にして輸出しているからで(「朝日新聞」05年4月14日付朝刊)、このように日本の産業界には「日本の主権や権益が侵害されようが自社の利益が確保できればそれで良い」という風潮が多くみられる。

から購入することはない。

### (3) 試掘権設定手続き開始の是非

日本政府が試掘権設定手続きに踏み切ったことに対して、毎日新聞は社説「対話解決へ首相は指導力を」で「なぜ、この時期を選んで試掘手続きを開始したのか。細田博之官房長官は『従来、検討してきた準備が整ったということだ』と、反日デモの激化とは切り離れた判断によるものであることを強調している。しかし、中国がどう受けとめるかについて、政府にも確たる見通しはない。中国の唐家璇国務委員は、日本政府が民間業者に試掘を許せば問題が根本的に変化する、と警告している。政府は、実際に試掘作業に踏み込むかどうかは中国の対応次第としている。しかし、ガス田開発が商業ベースに乗るかどうかは不確かだし、試掘となれば中国の出方次第で安全面に大きな不安が出てくる。反日デモで日中関係が険悪化している中、しかも17日の日中外相会談を直前にしてのことである。こじれた関係をさらに悪化させては双方の利益にならない。政府には対話解決に向けた万全の外交戦略があるのか」(「毎日新聞」05年4月14日付朝刊)と批判した。

日本政府は、日中局長級の実務者レベルの協議で中国側に地下構造に関するデータ提供と開発の即時中止を求めているが、中国側にはそれに応じる考えはまったくなく、「中国はいつまで梨の礫を続けるつもりか。その間に開発の既成事実をどんどん作るのはおかしい」と言われている中で、毎日新聞が主張する「対話解決」とは具体的に何を意味しているのかが不明なばかりか、それは日本側の資源を中国が完全に吸い取るまでの時間的猶予を与えよと主張しているのに等しい。

また、朝日新聞は社説「大人の関係を築きたい」で「EEZの境界線をめぐる根本的な対立では、簡単な解決は見当たらない。これまで朝日新聞は、線引きをめぐる主張の違いは棚上げし、石油・ガス田を共同開発して利用する交渉を始めるよう呼びかけてきた」「共同開発こそが、互いの利益につながる現実的な選択ではないか。そのためにも、ここで日本政府が国内企業に

試掘権を認めることは理解できる。着々と開発を進める中国に対し、少しでも日本側として実績をつくり、同じ土俵に上っておく必要があるからだ。双方が共同開発の交渉テーブルにつくための土台にもなるだろう」(「朝日新聞」05年4月14日付朝刊)としていた。

しかし、朝日新聞は「この夏には春暁ガス田などで生産が始まる」「中国側が生産を始めれば、日本側にある資源まで吸い取られる可能性が高い」とし、そのような状況の下で具体的にどのような共同開発を考えているのかが不明であるばかりか、「共同開発の開始には、海域の設定、利益の配分比率の確定など『事前準備に5年程度かかる』(経済産業省幹部)と見られる」(「読売新聞」05年4月16日付朝刊)中での朝日新聞による共同開発の主張は、毎日新聞の主張と同じように、日本側の資源を中国が完全に吸い取るまでの時間的猶予を与えよと主張しているのに等しい<sup>4)</sup>。

他方、読売新聞は社説「中国が国際ルールに反している」で、「日本が自国の海底資源を確保する姿勢を示したのは、主権国家として当然のことだ」「ガス層などの詳細なデータを入手するため、政府は試掘実施に向け、速やかに必要な手続きを進めてもらいたい」「日本は、中間線の日本側での民間企業の試掘権申請を約40年も留保してきた。過剰な対中配慮や事なかれ主義で、試掘を先送りしてきた面もあった。だが、いま春暁ガス田などの操業を黙って見過ごせば、中国側の主張する境界線を容認することにもつながる」(「読売新聞」05年4月15日付朝刊)と、毎日新聞や朝日新聞とは対照的に「政府は試掘実施に向け、速やかに必要な手続きを進めてもらいたい」と主張し、読売新聞が主張するように、日本の主権と海洋権益を守るためには速やかに試掘を実施することが必要である。

#### (4) 試掘権設定手続きの開始と外務省の思惑

- 4) 日本エネルギー経済研究所の十市勉常務理事は「解決策として中国との共同開発はあり得るが、初めからそれを言うのも間違いだ。日本側のデータがない段階で、共同開発を呼びかけても日本の利益は守れない」(「読売新聞」05年4月15日付朝刊)と指摘している。

外務省は当初は試掘権設定手続きの開始には慎重で、アジア大洋州局は省内で「中国海軍が出てきたらどうするのか」と吹聴して回っていたが、中国での反日デモの広がりや政府内の空気を変え、経済産業省幹部が「中国政府は投石を黙認している。日本も毅然とした態度を示す必要がある」と主張する中で、外務省も「中国だけが(開発という)既成事実を積み上げるのはおかしい」「反日デモは中国当局が黙認した《官製デモ》の色合いが濃く、ここで試掘権設定手続きを中止もしくは延期すれば『日本は強く出るとすぐ引っ込む』との誤ったメッセージを与えかねない」(「毎日新聞」05年4月14日付朝刊)と考えるようになり、「中国に遠慮していると受け取られるのは得策ではなく、粛々と手順を進めるべきだ」との判断に傾いた。

そして、経済産業省が試掘権設定手続きを開始した海域に「先願権」を持つ帝国石油は「以前から開発を希望しており、一步前進した」「かなりの埋蔵量が期待できる。早く開発したい」と4月13日午前に試掘地点などの検討に入り、石油開発業界も「これが『国際紛争』を解決する糸口になるかもしれない」と経済産業省の決断を支持した。しかし「中国側と対立したまま試掘に踏み切れば、緊迫した状況での作業を強いられることになる。業者側は『安全確保』を試掘の条件に掲げるが、海上保安庁や防衛庁など関係省庁間の調整は『まったくしていない』(外務省幹部)のが現状」(「毎日新聞」05年4月14日付朝刊)であった。また、経済産業省が試掘権設定手続きを開始した海域では、中国側の操業実績などから石油より天然ガスが有望とされるが、天然ガスを洋上で液化天然ガスに転換して専用船で日本に運ぶには多額の投資が必要となり、そのため業界関係者は夏の台風を考慮し、通年操業には「日中共同作業で浅い大陸棚にパイプラインを築き、中国へ運ぶのが現実的」と指摘していた(「朝日新聞」05年4月14日付朝刊)。

そのため、中国との関係悪化を避けたい外務省は、試掘権設定手続きを行うが、最終的な「落としどころは共同開発しかない」と考え、外相会談や首脳会談で関係改善の糸口をつかみ、04年10月から中断したままの海洋権益をめぐる日中局長級実務者レベルの協議を再開して共同開発に向けた協議に入

るシナリオを描いていた。ただ、中国側がデータ提供や開発を中止しないまま共同開発を進めることには政府内でも反発が強く、また「日本が実際に掘り出したら、向こうも掘る。中国が早く対応しないと交渉はもたない」(外務省関係者)ことから、外務省は実際の試掘開始までにデータ提供や開発の即時中止に応じるよう働きかける考えで、4月17日に北京で予定されている日中外相会談で町村外相が「残された時間は少ない」と迫るとしていた(「朝日新聞」05年4月14日付朝刊)。

つまり、外務省は日中外相会談前に試掘権設定の手続きを開始することで中国側を牽制し、取り敢えずは「共同開発を前提としない協議の継続など会談で一定の譲歩を引き出したい」(「産経新聞」05年4月14日2時41分更新)と考えているようだが、試掘権の設定は手続き的には2、3か月かかり、その間の協議でデータ提供や開発の即時中止など中国側の譲歩を引き出すことができないければ、試掘に踏み切るかどうかの「大きな政治判断」(政府筋)を迫られることになる(「毎日新聞」05年4月14日付朝刊)と言われているが、その時には日本政府は迷わず試掘に踏み切るべきである。

外務省が最終的な「落としどころ」と考えている共同開発については中国側は公式には具体的な内容を明らかにしていないが、「中国が開発を進めている日中中間線の西側領域は中国単独で開発するつもりだろう」(経済産業省幹部)と言われていた。

### Ⅲ 試掘権設定手続きの開始と共同開発での中国の企み

#### (1) 試掘権設定手続きの開始に対する中国の反発

中国外交部の秦副報道官は4月13日夜に、日本政府が民間企業に東シナ海の日中中間線以東のガス田試掘権を認める手続きを始めたことについて「中日両国は東中国海の大陸棚における境界画定問題で係争中である。中国は両国が外交交渉を通して解決すべきだと一貫して主張している。日本は中国の正当な主張を無視し、日本側の一方的な主張である『中間ライン』を中

国側に無理やり押しつけようとしている。中国はこれまで認めたことはなく、認めることもできない。日本によるこうした行動は中国の権益と国際関係ルールに対する重大な挑発である。中国はこれについて日本に抗議したほか、さらなる反応を示す権利を留保する」と批判し、状況によっては「中国の正当な主張を無視した日本側の一方的に行動」に対して対抗措置を講ずる可能性を強く示唆した。

この中国の反発に対して、小泉首相は4月14日昼に「中国と日本の立場は違う。あまり対立を煽らないで、対立の海を協調の海に変えるよう大局的な見地から話し合うことが必要だ」と中国側を諭し、逢沢一郎外務副大臣は同日午前の記者会見で「国際法、国連海洋法条約に基づいて日本の主権的権利をしっかりと確保していかなければならない。試掘権の設定手続きをわが国の法令に従い、粛々と行っていくことに変わりはない」と述べ、予定通り手続きを進める考えを示した。しかし、経済産業省の杉山秀二次官は同日の会見で「試掘までを具体的にやる判断はしていない」「中国側に意味のある情報提供と開発の即時中止を引き続き求める」と述べ、実際の試掘には慎重な姿勢を改めて示し、問題解決のための協議を優先する考えを示した。

さらに、秦剛副報道官は翌14日の定例会見で「日本が中国の重大な関心を直視することを強烈に要求する。この問題から生ずる一切の責任は日本側にある」と述べ、対抗措置を講じる可能性を改めて示唆し、ガス田問題で日本に極めて厳しい姿勢で臨むことを明確にした。これは13日夜の「中国の権益に対する重大な挑発だ」「さらなる反応を示す権利を留保する」との発言を受けたもので、「現時点では対抗措置を控えるが、日本の出方次第では強硬手段も辞さない姿勢を示唆した」ため、「中国国内のエネルギー不足が深刻化する中で、資源確保も絡んだこの問題で日中関係が一層悪化する懸念が高まった」(「時事通信」05年4月14日21時3分更新)と報じられていた。

また、秦剛副報道官は日本政府が中国側に地下構造に関するデータ提供と開発の即時中止を求めていることについて、「中国が現在東中国海で進めている石油・ガス田開発は、論争のない中国近海で行っているものであり、正

常な主権の行使だ。論争をどのように解決していくかについては、我々は協議による解決を希望する。また、『論争を留保し、共同で開発する』という提案をしており、日本の前向きな回答を得られることを願う」と日本政府の要求を拒否したが、一方で従来の共同開発の提案を繰り返した。

そして、中国政府が「中国の正当な主張を無視し」、「日本によるこうした行動は中国の権益と国際関係ルールに対する重大な挑発である」と非難するのは、東シナ海は日中双方がEEZを主張できる海域が重なり、日本は国連海洋法条約第83条の「衡平な解決を達成する」を根拠に重なり合う部分の中間でEEZを分けようと主張しているが、中国は同条約第76、77条が「大陸棚」(大陸周辺を取り巻く浅瀬)に対する沿岸国の主権的権利を認めているため、大陸棚が伸びている沖縄トラフ(海底の溝)まで中国の主権が及ぶと主張しているからである<sup>5)</sup>。他方、拓殖大学の茅原郁生教授が指摘するように「中国の海洋戦略は資源開発だけではなく、安全保障上の観点も大きい。沿岸部を守るため、海のバッファゾーン(緩衝地帯)を取ろうとしている。日本列島から南西諸島、台湾、フィリピン諸島を結ぶ『第一列島線』が、近海防御戦略の対象だ。そのため、台湾の西側の南シナ海、東側の東シナ海の両方を中国の《内海》にしようとしている」(「読売新聞」05年4月15日付朝刊)こともある。

## (2) 共同開発に傾いた日本政府

日本政府は4月14日に、中国側が日本側に打診している共同開発について「日中中間線の中国側海域での開発を認めなければ共同開発には応じない」

5) なお、大陸棚をめぐるのは1969年に国際司法裁判所の判決で「大陸棚は陸地からの自然延長」とされ、これがいわゆる自然延長論で、中国が沖縄トラフまでと主張する論拠となっている。ただし、この判決は旧大陸棚条約を基にしたもので、国連海洋法条約の発効によって「大陸棚を主張できるのはEEZの200カイリまで」という主張も成り立つようになった。日本の主張する「中間線」に関しては、旧大陸棚条約には境界が重なり合う場合は「等距離」との内容の規定があったが、国連海洋法条約では意見対立から等距離方式は盛り込まれず、それに代わる明確な基準も示されず、関係国の「合意到達の努力」(第83条)に委ねることとなった(「読売新聞」05年4月15日付朝刊)。

考えを中国側に伝える方針を固めた。それは、中国側は共同開発の具体的な内容を公式には明らかにしていないが、「中国が開発を進めている日中中間線の西側海域は中国が単独で開発するつもりだろう」(経済産業省幹部)とされていることから、日中中間線東側の日本側海域だけの共同開発では日本の権益保護の観点から公平性が著しく損なわれるからである。

このように、共同開発に難色を示してきた日本政府が条件付きながら共同開発に傾いたのは、中国が日中中間線付近の中国側海域での開発を一方的に進め、ガス田で実際に生産が始まっている以上、将来的には「共同開発をめぐる中国側との協議は不可避だ」(外務省幹部)と判断したためと言われている(「産経新聞」05年4月15日3時9分更新)。

なお、中国側が共同開発を初めて持ち出したのは04年6月21日の日中外相会談で、当時の川口順子外相は日中中間線の中国側海域での開発は地下構造上「日本の権利が害される可能性がある」と強い懸念を表明し、中国政府に鉱区設定などに関する詳細なデータ提供を求めたが、李肇星外交部長は「中間線画定には両国に相違があり交渉で解決したい。日本が主張する中間線を認めるものではないが、相違を棚上げした上で共同開発もあり得る。検討してほしい」とガス田の共同開発を提案したのであった。中国側の共同開発の提案に対して、当時は「あくまで開発を継続する意思を示したもの」「開発を進めるための時間稼ぎ」(「産経新聞」2004年6月22日3時23分更新)と言われており、また日中関係筋は「欧米の石油メジャーと連携して開発を進める中国が企業秘密をみすみす出すわけがない」「中国はもともと日本の主張する中間線を認めていないうえ、開発が終盤を迎えた現段階で日本側が加わる余地は乏しい」「今回も領海議論に踏み込まず、ガス田開発の既成事実を積み重ねることが狙いではないか」(「毎日新聞」2004年6月23日20時57分更新)との見方も出ていた(詳しくは拙稿「東シナ海の海底資源をめぐる日中紛争」『東亜経済研究』第63巻第4号、平成17年3月を参照)。

中川経済産業相は4月8日の閣議後の記者会見で、「日中双方がデータを出し合うイコール・フットィング(対等の立場)に立って共同開発するなら友好

の海としての実が上がる」と条件が整えば共同開発を検討する考えを表明し、4月15日の閣議後の記者会見では「日中関係が悪化している中で手続きに入ったのではなく、手続きに入ろうとしたら中国が(関係を)悪化させた」と責任の所在は中国側にあるとの見方を強調し、「われわれはいつでも話し合いで事態を打開する用意がある」「共同開発は選択肢だが、優先課題ではない。まず中国にガス田の開発中止とデータ提供を求める」と述べ、中国側が開発を中止し、日本側にデータを提供すれば、共同開発に向けた話し合いに応じる考えを示した<sup>6)</sup>。

しかし、中国側は共同開発の対象海域や条件などを一切明らかにしていないばかりか、「中国が開発を着々と進める中で共同開発の議論に入ると時間稼ぎされる」、中国側がいう共同開発とは「日中中間線から沖縄トラフまでの日本側海域だけを対象としているのではないか」(外務省幹部)との見方もあるが、日本政府は中国側の意図を確認したうえで慎重に是非を判断する方針で、「共同開発は条件が整えば、《落とし所》として浮上する可能性は十分ある」(「読売新聞」05年4月16日付朝刊)と言われていた。

### (3) 日中外相会談と実務者協議再開での一致

町村外相は4月17日夜に北京の釣魚台国賓館で李肇星外交部長と会談したが、李肇星外交部長は経済産業省が民間企業への試掘権設定手続きに入ったことに特に言及せず、東シナ海のカスタ共同開発問題の解決に向けた局長級の第2回日中実務者レベルの協議を5月に開く方向で一致した。協議再開に向けて李肇星外交部長は、日本が要求している開発中止と鉦区データの提供について明確な回答を示さなかったが、町村外相が「協議をする際には、資源開発に関する具体的な情報や中国側が主張する共同開発について、より具体的な

6) 中川経済産業相は4月17日に民放の報道番組に相次いで出演し、共同開発の可能性について「一方的な主張で貴重な資源を吸い取らないで、日本の主張も頭に入れてほしい」「ただ話し合いましょうではなく、中身をもって話し合いたい」と中国による開発の即時中止とデータ提供が条件になるとの考えを改めて示し、また東シナ海のカスタの境界を国際司法裁判所で決着させることについて「予定はないが選択肢の一つ」と述べた。

話を聞きたい」と求め、李肇星外交部長は「この件は日本側と緊密に連携を取りたい」と応じたという。

共同通信は、5月に予定される局長級の実務者レベルの協議では日中中間線付近でのガス田開発をめぐる両国の利害対立が生じていることを踏まえ、①周辺海域での資源調査、②海洋調査の進め方、③日中間での境界線画定などについて意見調整が図られる見通しと伝えていた(「共同通信」05年4月18日0時39分更新)。しかし、実務者レベルの協議の「具体的な中身や方向性はこれからだ」し、「東シナ海開発をめぐる協議は、04年10月に行われた日中実務者レベルの協議を念頭に行うものだが、背景には、東シナ海のEEZをめぐる問題があり、実務者レベルの協議で解決できるようなものではなく、これも先行きは不透明だ」(「産経新聞」05年4月18日2時55分更新)とされているが、実務者レベルの協議を行うこと自体、時間稼ぎという中国側が仕掛けた罠に落ちることに他ならないのである。

なお、日本政府はこの日中外相会談で4月9日の北京市での反日デモによる日本大使館や大使公邸への投石など破壊行為に関する「けじめ」をつけることを協議の前提としていたため、会談で中国側が謝罪と賠償に応じるかが最大の焦点となっていたが、李肇星外交部長は「中国政府は今まで一切、日本人民に対して申し訳ないことをしたことはない」「中国政府はどのような問題もすべて法に基づいて処理を行ってきており、現実を見据えている。事実の根源をはっきりとし、本末転倒することのないよう日本側に希望する」と謝罪と賠償を拒否したばかりか、日本政府による謝罪と賠償の要求を筋違いと批判した(詳しくは拙稿「反日デモと日中首脳会談の結末」『山口経済学雑誌』第54巻第3項、平成17年7月を参照)。しかし、第2回日中実務者レベルの協議を5月に開く方向で一致したことで、外務省筋は「双方が一致点を探していこうという雰囲気で行われ、一致点があったと思う」と外相会談を評価していた(「産経新聞」05年4月18日付朝刊)。

また、町村外相は翌18日に唐家璇國務委員と会談し、町村外相が反日デモによる被害の謝罪を改めて求めたが、唐家璇國務委員は謝罪に応じず、逆に

「最近、日本は態度を変えているのではないか。中日国交正常化以来の政策を転換し、中国に強硬な態度で対抗する政策を取っている」「東シナ海の天然ガス田開発問題などで日本は言動を慎むべきだ。場合によっては計り知れない結果をもたらしかねない」と恫喝した。これに対し、中川経済産業相は翌19日の閣議後の記者会見で「脅しとも取られかねない言動は慎んでほしい」と窘めた。

他方、経済産業省の杉山秀二次官は4月18日の記者会見で、東シナ海のカスタ田開発問題に関する日中実務者レベルの協議が5月に開かれる見通しとなったことについて「(現地の詳細なデータの提供など日本側の主張に)中国側がどう対応するかにかかっている」と述べ、中国側が打診している共同開発については「具体的な提案はこれまでない。中国がどんな提案をするかだ」と述べ、中国側の提案次第では共同開発に応じる意向を示した。

#### (4) 日中首脳会談と協議再開に向けた暗黙の確認

日本政府は東シナ海のカスタ田開発問題で、共同開発の対象海域を東シナ海全体とすることを条件に、中国が提案する共同開発の協議に応じる方針を固めたが、それはこれまでは一方的なカスタ田開発を中国に中止させることを優先してきたが、中国側が応じず膠着状態に陥っている事態を打開するため、4月22日にインドネシアで開かれる予定の小泉首相と胡錦濤国家主席の首脳会談で、この問題の話し合いによる解決を確認したうえで、5月に予定されるカスタ田に関する日中実務者レベルの協議で共同開発を議題にするという。日本政府がこのような方針を固めたのは、4月17日の日中外相会談で中国側が日本側の求めに応じて04年10月以来中断している日中実務者レベルの協議の再開に同意したため、日本政府としては「双方が突っ張り合うだけでは進展がない。中国側に譲歩を促すため、こちらも共同開発に正面から向き合うべきだ」(外務省幹部)と判断し、また「中国政府が反日デモの統制に乗り出したことからカスタ田問題で双方が歩み寄る環境が整いつつある」とみていたからである。

そして、日本政府内にはもともと最終的な解決策として共同開発を支持する向きもあり、中国側は自国の大陸棚が沖縄トラフまで伸びていると主張し、日本が主張する日中中間線を認めていないため、日本政府としては境界線画定を棚上げて、暫定措置としてガス田共同開発の可能性を探るとしていた。しかし、共同開発の具体的な海域をどこに設定するのか、利益の分配比率をどう定めるのかなど調整の難航も予想され、また日本政府内には中国側が想定する共同開発は「日中中間線から沖縄トラフまでの日本側海域だけではないか」との警戒感も根強いため、共同開発に関する中国側との話し合いは決裂する恐れもあり、そのため民間開発業者に試掘権を与える手続きは予定通り進めるとしていた（「読売新聞」05年4月22日付朝刊）。

日本政府が東シナ海のガス田開発問題の話し合いによる解決を確認する場と考えていた日中首脳会談が4月23日夜に行われたが、会談の「日程調整自体が(中国の)駆け引きの材料になっていた」(外務省筋)ため日程調整は難航した。首脳会談を23日夜に開催することで合意したことを受け、小泉首相は会談で中国側に反日デモの暴力・破壊行為に対する謝罪と賠償を求めるかどうかについては「触れるかもしれないが、外相会談と首脳会談は違う。同じことをやったら意味がない」と謝罪と賠償を求めない意向を改めて示唆した。小泉首相の配慮とは裏腹に、胡錦濤国家主席は首脳会談で「予想通り、歴史問題に触れ、間接的表現で靖国神社参拝中止を求めるなど、従来の主張をほぼ繰り返した。これに対し、首相は現下の最大の問題である反日デモについての再発防止を求めただけで」、「会談日程の設定をめぐる駆け引きで先手を取られたばかりか、会談の中身まで中国側のシナリオ通りの結果となった」（「産経新聞」05年4月24日付朝刊）のである。

首脳会談で東シナ海のガス田開発問題は協議されていないが、胡錦濤国家主席が会談の中で提案した日中関係の発展についての5項目の中に「対話と対等な交渉を通じ、中日間の対立点を適切に処理する姿勢を貫き、対立点を解決する方法を積極的に模索し、中日友好という大局が新たな障害や衝撃を受けないようにしなければならない」というものがあり、外務省はこれによつ

てガスタ田開発問題の「話し合いによる解決」を中国側が確認したと考え、日中実務者レベルの協議でガスタ田の共同開発に向けての協議を進めていったのである。

## おわりに

04年10月25日の東シナ海でのガスタ田開発をめぐる日中政府間の局長級実務者レベルの協議が原則論の応酬で終わって以来、第2回の局長級実務者レベルの協議を05年5月に開催することで日中両政府が合意に達するまでにかなりの時間を要した。その間に、中国側はガスタ田開発を着々と進めていたが、日本側は海底探査を終え、民間企業に東シナ海の日中中間線以東のガスタ田の試掘権を認める手続きを始めたただけであった。しかし、これは日本にとっては大きな進歩であり、ガスタ田の試掘権を認める手続きを始めることによって日本政府は初めて「海洋権益と主権を守る」という姿勢を明確に示したのであった。言い換えれば、歴代の首相や内閣が東シナ海におけるガスタ田開発問題を放置してきたツケがいま重くのしかかってきているのである。

読売新聞によれば、自民党の武見敬三議員が95年12月に東シナ海の問題を国会ではじめて取り上げ、「私が非常に心配するのは、海洋調査活動を積み重ねる形で既成事実が中国側に有利に組み立てられていくことだ。このようなことが今後起こらないように強くきちんと対処していただきたい」と訴えたが、当時の村山富市社会党委員長を首相とする自民、社会、さきがけ3党の連立内閣は中国寄りの姿勢を濃厚に示し、武見議員の指摘にも反応は鈍く、河野洋平外相(当時)は「日中関係の重要性にかんがみれば、両国は静かに理性的な話し合いを行う必要があると思う」という危機感の薄いものであった。

中国が現在の春曉ガスタ田付近の海域で試掘作業を進めていることが明らかになったのは武見議員の国会質問からわずか2か月後の96年2月のことで、この時の試掘作業は日中中間線を越えて日本側でも行われていたにもかかわらず、村山内閣の後を継いだ橋本内閣も「外交ルートを通じて中国側からは

『近く撤退する』と聞いている」(池田行彦外相)と楽天的な見通しを示し、中国が98年11月に平湖ガス田で本格的な操業を始めた時さえ、当時の小渕内閣が中国に表立った抗議をした形跡はない。「日本は中国に対し、長年にわたって『日中友好』を呪文のように唱えるだけで、主張すべきことを主張してこなかった。『1972年に日中国交正常化に道を開いた田中元首相の流れをくむ竹下派—小渕派—橋本派を中心とした親中派議員が、自民党政治の中枢を占めてきたことも一因』と指摘する外交関係者もいる」としていた(「読売新聞」05年4月27日付朝刊)。

そして、日本政府は共同開発の対象海域を東シナ海全体とすることを条件に、中国が提案する共同開発の協議に応じる方針を固めたが、条件にかかわらず、共同開発の協議に応じること自体、中国の描くシナリオ通りに日本が踊らされていることを意味するのである。中国側には中国が主張するEEZ内で日本とガス田を共同開発する考えは微塵もない。常識的に考えれば、誰にでも分かることである。